平成２５年（フ）第２０７０号
福岡市博多区美野島２丁目16番20号
債務者　深町美紀枝（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成26年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０７７号
福岡市早良区原団地75番201号
債務者　森下　良一
1　決定年月日時　平成26年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０９５号
福岡市中央区平和３丁目18番29―404号
債務者　寺田由美子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０９９号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄８丁目113番地
メモリープラザけやき403号
債務者　淺海建築研究室こと　淺海　博之
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２１００号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄８丁目113番地
メモリープラザけやき403号
債務者　淺海貴代子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８号
福岡県大野城市上大利２丁目４番１号ルンビニー上大利102号
債務者　角田　武史
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６７５号
栃木県宇都宮市大曽２丁目７番15号　ヌーベルホームワタナベ206
債務者　福田　和穂
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１７０号
滋賀県近江八幡市末広町375番地　４―303号
債務者　清田　明美
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第３３号
京都市上京区日暮通竹屋町上る四町目802番地
債務者　小野　　淳
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３９８号
兵庫県加古川市上荘町薬栗352番地、申立時の住所兵庫県加古川市別府町新野辺3074番地
債務者　辰住　宅巳
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５１１号
兵庫県姫路市青山１丁目２番１号
債務者　藤岡　了賢
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第８８０号
広島市中区舟入本町７番30―602号、申立時の住所広島市中区舟入南１丁目６番53―406号
債務者　舟木　妙美（申立時の氏名原妙美）
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６４号
広島県福山市瀬戸町大字地頭分416番地　C
債務者　横山　　香
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２０６号
佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島781番地１　牛島団地９棟41号
債務者　モリ　チアゴ　ファルカット（MORI　TIAGO　FALCATO）（通称森チアゴ）
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
福岡県飯塚市鯰田755番地
債務者　原田　　運
1　決定年月日時　平成26年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第３号
福岡県飯塚市赤坂597番地４　市営新町改良住宅72号
債務者　星野　明子
1　決定年月日時　平成26年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１１２号
福岡県田川郡香春町大字香春1702番地
債務者　木村　由美
1　決定年月日時　平成26年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
福岡地方裁判所田川支部